

小田原市における不登校児童生徒が通う 民間施設等についてのガイドライン

令和7年9月



はじめに

令和6年10月31日に文部科学省の公表した「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査結果」を参考に、本市でも「令和5年度小田原市立小中学校の暴力行為・いじめ・長期欠席の状況について」の調査結果をまとめました。不登校児童生徒については小学校で163人（出現率1.95）、中学校で250人（出現率5.89）と全国や県と同様に増加傾向となっています。また、不登校児童生徒について把握した事実では「無気力や不安」が最も多く、次いで「生活リズムの乱れ」や「家庭環境」等が多くなっています。様々な要因が複雑に絡み合っていることが考えられ、原因の解明は難しくなっています。そのため、学校内外で連携した取組がより一層、必要となってきています。

本市では登校支援に係る事業として、教育支援センターの機能を有する教育相談指導学級（しろやま教室・マロニエ教室）の設置や不登校生徒訪問相談員の配置、教育相談員や心理相談員による教育相談、校内教育支援センター（校内支援室）の充実などに努めていますが、さらに不登校児童生徒や家庭にとって充実した支援が行えるように民間施設等（フリースクール等）との連携も重要と考えています。令和7年度以降は、登校支援関係機関連絡会等による連携を図るとともに、市・学校・保護者・フリースクール等がより円滑な連携を図れるよう、民間施設等に関するガイドラインを策定することにしました。

令和元年10月25日付け文部科学省通知「不登校児童生徒への支援の在り方について」では、不登校児童生徒への支援について、「学校に登校する」という結果のみを目標にするのではなく、社会的に自立することを目指す必要があること、それに伴い、民間施設等での支援を指導要録上の出席扱いと判断する際の要件について、新たな考え方が示されました。本冊子では、「民間施設に関するガイドライン」の中で、民間施設等における支援について、校長が指導要録上の出席扱いを判断する際に留意すべき点を示すとともに、不登校支援にあたっての学校や教育委員会の取組、出席扱いを判断するための望ましい流れ等を示しています。

参考資料として、不登校児童生徒を対象とした市の施設及び民間施設の一部を紹介しています。不登校児童生徒の支援にあたっては、個々の児童生徒の状況に応じて、社会的自立に向けた適切な居場所を提供することが重要です。本冊子を活用することで、教育委員会や学校と民間施設等との連携が一層図られ、不登校児童生徒への支援の充実が図られるこことを願っています。

最後になりましたが、本冊子の作成にあたり、ご意見をいただいた民間施設の方々をはじめ関係の皆さんに深く感謝申し上げます。

令和7年9月 小田原市教育委員会

[目次]

1	小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン	3
2	民間施設等の利用における指導要録上の「出席扱い」について	5
3	民間施設等における学習活動の成果と評価について	6
(民間施設等の学習活動を学校の成績に反映させる判断について)		
4	利用状況及び活動報告書（例）	7
5	小田原市が設置する教育支援センター（小田原市教育相談指導学級）	8

(参考)

小田原市内の不登校児童生徒を対象とした民間施設の紹介

1 小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン

このガイドラインは、文部科学省の示す「民間施設についてのガイドライン（試案）」を参考に、不登校児童生徒に対する相談・支援を行う民間施設等において、不登校児童生徒が相談・支援を受ける際に、学校や保護者、民間施設等（フリースクール等）が連携するうえで留意するべき点を教育委員会として示したものである。

（1）実施主体について

- ① 法人、個人は問わないが、実施者が不登校児童生徒に対する支援等に関し深い理解と知識又は経験を有し、かつ社会的信望を有していること。
- ② 不登校児童生徒に対する支援を行うことの目的が明確であり、自らの進路を主体的に捉え、社会的に自立することを目指す取組がなされていること。
- ③ 著しく営利本位でなく、入会金、授業料（月額・年額等）等が明確にされ、保護者等に情報提供がなされていること。

（2）支援の在り方について

- ① 児童生徒の人命や人格を尊重した人間味のある温かい相談・支援が行われていること。
- ② 情緒的混乱、情緒障害及び非行等の態様の不登校など、支援の対象となる児童生徒が当該施設の支援体制に応じて明確にされていること。また、受入れに当たっては面接を行うなどして、当該児童生徒の状況の把握が適切に行われていること。
- ③ 指導内容・方法、相談手法及び支援の体制があらかじめ明示されており、かつ児童生徒の状況に応じた適切な内容の支援が行われていること。
- ④ 児童生徒の学習支援や進路の状況等につき、保護者等に情報提供がなされていること。
- ⑤ 体罰などの不適切な指導や人権侵害行為が行われていないこと。
- ⑥ 当該児童生徒にとって最善の利益が尊重されること。（児童生徒主体の支援。）

（3）支援スタッフについて

- ① 支援スタッフは児童生徒の教育に深い理解を有するとともに、問題行動等について知識・経験をもち、その指導に熱意を有していること。また、実施者は、支援スタッフの資質向上に努めること。
- ② 専門的なカウンセリング等の方法を行うにあっては、公認心理師や臨床心理士等の有資格者や心理学や精神医学等、それを行うにふさわしい専門的知識と経験を備えたスタッフが指導にあたっていること。
- ③ 宿泊による活動を行う施設にあっては、生活指導にあたる者を含め、当該施設の活動を行うにふさわしい資質を具えたスタッフが配置されていること。

(4) 施設・設備について

- ① 学習や支援等の活動を行うために必要な施設・設備を利用できる状況にあること。
- ② 利用施設・設備にあっては、保健衛生上、安全上及び管理上適切なものであること。
- ③ 宿泊による指導を行う施設にあっては、宿舎をはじめ児童生徒が安全で健康的な生活を営むために必要な施設、設備を有していること。

(5) 学校・教育委員会と民間施設等との関係について

- ① 児童生徒のプライバシーにも配慮の上、施設への通所の状況や学習等の活動の様子、支援経過などの必要な事項について、学校へ定期的に情報提供が行われること。
- ② 学校と施設が相互に、児童生徒やその家庭を支援するために必要な情報等を交換するなど、学校との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ③ 学校と児童生徒及び保護者が良好な関係が築けるように努めること。
- ④ 出席扱い等について事前に保護者と確認し、学校と連携を図ること。
- ⑤ 学習の評価等については、民間施設等で実施した学習の成果を定期的に学校に報告するとともに、学校が準備した課題や定期テスト等の適切な教材に取り組み、その学習の成果や状況等を定期的かつ継続的に報告し、学校が把握することで成績に反映することができること。
※詳細については6ページ「民間施設等における学習活動の成果と評価について」参照。
- ⑥ 健康診断等については在籍する学校と連携して、受診できるように調整すること。

(6) 家庭との関係について

- ① 施設での支援経過を保護者に定期的に連絡するなど、家庭との間に十分な連携・協力関係が保たれていること。
- ② 宿泊による指導を行う施設にあっては、たとえ当該施設の指導方針がいかなるものであっても、保護者側に対し面会や退所の自由が確保されていること。
- ③ 保護者が学校と定期的な面談等を実施し、児童生徒の様子を共有できるように保護者に対して積極的に促すこと。(学校から提出を求められた種類等は学校に提出するように促すこと。)

(7) その他

- ① オンライン等の民間施設(フリースクール)についても同様とする。ただし、出席扱いについては、活動内容や利用状況等を参考に学校長が判断する。
- ② 政治活動や宗教活動を主たる目的としていない。
- ③ 一人一台端末については、学習することを目的として、保護者が学校に申請することで持ち帰ることができる。自宅または民間施設等で使用する場合は、保護者や民間施設等の責任のもと使用する。(故障などの責任は保護者や民間施設が対応すること。)

※不登校児童生徒が学校外の公的機関等(フリースクール等)に通所して、相談・支援を受ける場合、通学定期乗車券制度の利用が認められ、一部の鉄道会社等で「実習用通学定期乗車券」の発売が適用される。(申請は学校を通じて行う。)

2 民間施設等の利用における指導要録上の「出席扱い」について

【「出席扱い」と判断する主な要件】

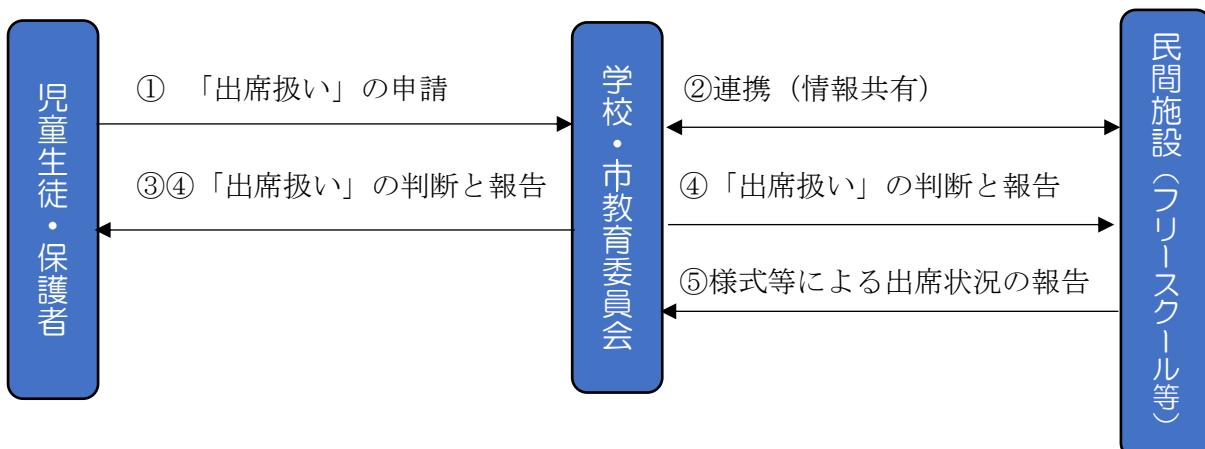
「不登校児童生徒への支援の在り方について（通知）」（令和元年10月25日文部科学省）参照。

- 国の義務教育制度を前提とした学習カリキュラムに基づいた学習プログラムによる支援を行っている。（オンライン等による通信制の場合も同様。）
- 不登校児童生徒の社会的自立をめざすことを目的とした活動（学習・体験活動等）を中心に相談・支援を行っている。
- 不登校児童生徒が自ら学校復帰等を希望した際に、円滑な対応が可能な施設である。
- 通所や家庭訪問等による対面支援を定期的・継続的に行っている。
- 学校・家庭・民間施設の間で十分な連携や協力関係を保たれている。

※ただし、不登校児童生徒に限らず、民間施設等での活動に参加することが不登校の未然防止につながるものも含む。

【「出席扱い」と判断するための流れ】

- ① 民間施設を利用している不登校児童生徒及び保護者から「出席扱い」に関する申請。
- ② 学校が（可能な範囲で）当該民間施設等を訪問（連絡）して、情報共有を行う。
※状況に応じて、教育委員会も訪問（連絡）して連携を図る。
- ③ 必要に応じて、校内で「出席扱い」に関する協議を行う。（校長の判断で決定。）
※学校と教育委員会で情報共有を行う。（「長期欠席児童生徒状況報告書」による報告。）
- ④ 「出席扱い」の適否について保護者・民間施設に伝える。
- ⑤ 様式（教育相談指導学級様式）を参考に民間施設と出席状況について連携を図る。



3 民間施設等における学習活動の成果と評価について

【民間施設等の学習活動を学校の成績に反映させる判断について】

- 民間施設等における学習の計画や内容が、その学校の教育課程に照らして適切と判断される場合には、学習の評価を適切に行い指導要録に記入したり、また、評価の結果を通知表その他の方法により、児童生徒や保護者に積極的に伝えたりすることは、児童生徒の学習意欲に応え、社会的自立を支援する上で大きな役割を果たすと考えられる。
- 評価の指導要録へ記載については、必ずしもすべての教科・観点について観点別学習状況及び評定を記載することが求められるものではないが、児童生徒のおかれている多様な学習環境を踏まえ、その学習状況を文章記述するなど、学習の努力を認め、次年度以降の児童生徒指導・支援の改善に生かすという観点に立った適切な記載に努めることが求められるものである。

【民間施設等で実施した学習活動を学校の評価に反映できると判断するもの】

- 学校外の機関（自宅や民間施設等）で実施した学習活動が、当該校の教育課程や学習計画等と見合った内容になっているもの。（民間施設等が事前に学校の学習計画等を把握するなどの連携に努めていること。）
- 学習の評価等については、学校外の機関（自宅や民間施設等）で実施した学習の成果を定期的に学校に報告するとともに、学校が準備した課題や定期テスト等の適切な教材に取り組み、その学習の成果や状況等を定期的かつ継続的に報告し、学校が把握できているもの。
- 学校が保護者等を通じて、不登校児童生徒の学習状況を把握するとともに、不登校児童生徒本人との直接的な関わりを継続するため、訪問等による対面指導やICTを活用したオンラインでの相談・指導等で、継続的・定期的に適切な関わりを維持しているもの。
- ICT等を活用した学習活動の成果についても、その学習内容が当該校の教育課程に照らして適切と判断されるもの。（オンライン等を活用した民間施設の場合。）

4 利用状況及び活動報告書（例）

令和7年度 施設名() ()月

在籍学校名	クラス	児童生徒氏名	記入者名
	年 組		

日	曜	出欠	活動時間	日課	活動 内 容
1	水	×			
2	木	×			
3	金	○	9:00-10:00	A	学習（算数・国語）に取り組んだ。
4	土				
5	日				
6	月	○	9:40-12:00	A	学習（算数）と体育（バドミントン）に取り組んだ
7	火	×		A	
8	水	×		A	
9	木	×		A	
10	金	○	9:40-12:00	A	道徳（私の気持ちを伝えよう）を行った
11	土				
12	日				
13	月	×		A	
14	火	×		B	
15	水	○	10:00-12:00	B	学級目標と個人目標を決めた
16	木	×		B	
17	金	○	10:00-12:00	B	友達とレクリエーション活動を行った
18	土				
19	日				
20	月	×		A	
21	火	×		A	
22	水	○	9:00-12:00	A	校外活動（買い物学習）
23	木	×		A	
24	金	○	9:40-12:00	A	農作業に取り組み、野菜の苗を植えた。
25	土				
26	日				
27	月	○	9:40-12:30	A	習字「目標」を書くことができた
28	火	×			
29	水	×			
30	木	○	9:40-12:00	A	校外活動のまとめ「新聞づくり」を行った

通級状況 [○印=出席・×=印欠席] 通級日数 (9) 日

児童生徒の様子（行動所見）・連絡事項

(例) 22日の校外活動（買い物学習）では他校の通級生と一緒に笑顔で行動することができた。

(例) 本人と進路についての面談を行い、本人の意向を確認することができました。

5 小田原市が設置する教育支援センター（小田原市教育相談指導学級）

【施設名】 小田原市教育相談指導学級（しろやま教室）		所在地	小田原市久野 195-1			
		電話	0465-46-6121			
		FAX	0465-46-6082			
HP	なし（小田原市 HP に記載あり）					
E-mail	なし					
設立（開校）	S61年10月	指導・支援方針				
代表者 (責任者)	小田原市教育委員会教育指導課 (中村 由佳)	① 体験活動…調理実習、周辺散策、キャンプ等 ② スポーツ…卓球、バドミントン、ソフトバレー、ボール等 ③ レクリエーション…カードゲーム、ボードゲーム等 ④ 創作活動…習字、手芸、年度、ちぎり絵等 ⑤ 学習活動…自分で学習内容を決め、自分のペースで実施				
スタッフ	2名					
対象	幼・ <u>小・中</u> ・高					
時間	9時～14時半					
定員	なし					
費用等	入会金：なし	活動内容				
	授業料：なし	學習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	年会費：なし	○	○	○	○	○
	その他：活動費等は自己負担					
その他	「学校に行きたいけど、行けない」「登校しようとすると体調が悪くなる」など 小田原市内の小中学生が学校に籍を置いたまま通級し、活動することができる学級です（在籍する学校等によって、しろやま教室かマロニエ教室かに分かれます）					

【施設名】 小田原市教育相談指導学級（マロニエ教室）		所在地	小田原市中里 273-6			
		電話	0465-45-1188			
		FAX	なし			
HP	なし（小田原市 HP に記載あり）					
E-mail	なし					
設立（開校）	H11年11月	指導・支援方針				
代表者 (責任者)	小田原市教育委員会教育指導課 (中村 由佳)	① 体験活動…調理実習、周辺散策、キャンプ等 ② スポーツ…卓球、バドミントン、ソフトバレー、ボール等 ③ レクリエーション…カードゲーム、ボードゲーム等 ④ 創作活動…習字、手芸、年度、ちぎり絵等 ⑤ 学習活動…自分で学習内容を決め、自分のペースで実施				
スタッフ	2名					
対象	幼・ <u>小・中</u> ・高					
時間	9時～14時半					
定員	なし					
費用等	入会金：なし	活動内容				
	授業料：なし	學習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	年会費：なし	○	○	○	○	○
	その他：活動費等は自己負担					
その他	「学校に行きたいけど、行けない」「登校しようとすると体調が悪くなる」など 小田原市内の小中学生が学校に籍を置いたまま通級し、活動することができる学級です（在籍する学校等によって、しろやま教室かマロニエ教室かに分かれます）					

小田原市における不登校児童生徒が通う民間施設等についてのガイドライン

発行日：令和7年(2025年)9月1日

発行：小田原市教育委員会(教育指導課教育相談係)

住所：〒250-0055 神奈川県小田原市久野195-1

おだわら子ども若者教育支援センター「はーもにい」

電話：0465-46-6034

Fax：0465-46-6082

(参考)

小田原市内の不登校児童生徒を対象とした民間施設の紹介

※登校支援関係機関連絡会等により市教育委員会と連携を行っている民間施設等を掲載しています。

【施設名】 CLCA(子どもと生活文化協会) 寄宿舎「はじめ塾」		所在地 小田原市城山1-11-7				
		電話 0465-34-6033				
		FAX 0465-32-4077				
HP	https://www.hajimejyuku.jp/					
E-mail	HP のお問い合わせボタンからお問い合わせください。					
設立(開校)	1933年	指導・支援方針				
代表者	和田正宏	はじめ塾は、均一化した教育ではなく、個別対応でありながら仲間と繋がっていく、人のための教育の場です。発達に応じて、そして、一人ひとりの特徴に応じて学んでいきます。 具体的な活動内容は HP や Facebook のページからご覧いただけます。				
スタッフ	4名					
対象	幼・小・中・高					
開校日時	通塾9時~16時					
定員	なし					
費用等	塾生登録費：15,000円×税 (初回のみ)	活動内容				
	通い寮費：70,000円×税/月 週5日の活動、週2回の学習会(小17~18時、中19~21時)月1回の1泊2日の合宿、教育相談等含む	学習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	父母の会費：5,000円 (年11回の通信、会報の郵送費等)	○	○	○	○	○
その他	毎月植物観察会や針仕事での小物作り、田畠での活動、年に数回の国内や海外への体験学習旅行など様々な活動を通して、子どもたちの学びの機会を作っています。また、多くの子どもが大学進学を希望するようになり、進学しています。					

【施設名】 星槎国際高等学校小田原学習センター せいさフリースクール小田原(小4~中3)		所在地 (旧小田原市立片浦中学校)				
		電話 0465-28-3830				
HP	https://seisa.ed.jp/odawara/freescool/	FAX 0465-28-3831				
E-mail	odawara@seisa.ed.jp					
設立(開校)	2020年4月	指導・支援方針				
代表者	平澤 晶子	星槎の仲間として、フリースクールおだわらでは、星槎の3つの約束を柱に教育活動を行っています。 ○人を認める ○人を排除しない ○仲間を作る 高校生と一緒に様々な体験をしながら、小中学校に戻る準備や、高校進学に向けた準備を目的としています。				
スタッフ	3名					
対象	幼・小・中・高					
時間	10:30~15:10					
定員	なし					
費用等	入学金：免除 授業料：全日コース(月謝制) 週3日 月36,000円	活動内容 ○=行っている △=今後予定している ×=行ってない				
	週1日から通えます。					
	年会費：なし	学習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	その他：施設費 年25,000円	○	○	○	○	○
その他	ホームページ	Instagram	入学相談を公式LINEでも受付中！			
			お手持ちのスマートフォンでお気軽にご登録ください。こちらから、体験入学・学校説明のご案内や申し込みなどができます。			

【施設名】 NPO 法人 こどもの夢と未来舎 かくれんぼ村 ジュニアスクール		所在地 小田原市南鴨宮 1-5-43 電話 0465-20-7810 FAX 0465-47-0688
HP	https://kakurenbomura.jp	
E-mail	kodomo@kakurenbomura.jp	
設立（開校）	2024 年 9 月	指導・支援方針
代表者	佐藤 節子	① 安心と信頼をもとに、豊かな時間を過ごせる場を提供 ② 少人数制でひとりひとりに合わせた学びの学習支援を教諭等が行う ③ 多くの校外活動や登山・畑作業等の自然体験により『生きる力』を養う ④ スポーツ講師やアーティスト等、多種多様な人環境の中で『好き』の種に出会う ⑤ プロジェクト式縦割り活動で教科をまたぎ、自ら考え、深い学びの時間を大切にする
スタッフ	11 名	
対 象	幼・ <input checked="" type="radio"/> ・中・高	
開校日時	8:30～15:00 (8:00～19:00)	
定 員	15 名	
費用等	入会金：110,000 円	活動内容
	授業料：(月謝)55,000 円	学習支援 ○ 体力向上 ○ 教育相談 ○ 校外活動 ○ 保護者会 ○
	年会費：なし	
	その他： ・教育充実費（アウトドア体験行事代含）11,000 円/月 ・施設維持費 3,300 円/月 ・給食費 7,700 円/月	
その他	家庭的な雰囲気の施設の中で安心してのびのびと過ごす環境を作り、長年の子どもたちの育成事業の実績を活かし、ひとりひとりの個性に寄り添いながら体験教育を実践します。また、朝の預かりや 15～19 時までのアフタースクール併設でご家庭も支援します。	

【施設名】 不登校支援「ゆりゆりルーム」		所在地 小田原市栄町 1-5-20 2 階大邦不動産事務所内 電話 070-8474-0225 FAX なし
HP	https://yuriyuri-room.jimdofree.com	
E-mail	yuriyuriroom55@gmail.com	
設立（開校）	2024 年 9 月開校	指導・支援方針
代表者	香川千代美	・ありのままを受け止め、子どものやりたい事に沿う子ども主体の活動。 ・様々な特技のある方を招いてワークショップなどを開催し、興味・関心の幅を広げたり、自分自身を見つけるワークも導入。 ・ハンドメイド品を作成し、マルシェなどで販売する活動を通して自己肯定感や社会性の向上、キャリア教育として取り組む。 ・個別学習サポート&特性に応じた個別療育の提供 ・地域団体「ニコニコにじの会」主催の「スポーツを楽しむ会」に参加 ・月 1 回以上の専門家による保護者懇親会や当事者同士のおしゃべり会を開催
スタッフ	7 人	
対 象	幼・ <input checked="" type="radio"/> ・中・高	
開校日時	毎週火・水 13 時半～16 時半	
定 員	8 人	
費用等	入会金：なし	活動内容 ○=行っている △=今後予定している ×=行ってない
	授業料：下記 参照	学習支援 ○ 体力向上 ○ 教育相談 ○ 校外活動 △ 保護者会 ○
	年会費：下記 参照	
	その他：なし	
その他	利用料：半年間、無料（お気持ち募金）その後は、1 回 2000 円。 個別学習や個別療育は 1 時間 2000 円 ファミリーサポート契約での小学生の預かりも可能。 (非営利団体の為、賛助会員制導入：1 □ 5000 円～)	

【施設名】 オルタナティブスクール イロトリドリ		所在地	小田原市南鴨宮 3-34-10			
		電話	090-5794-8064			
		FAX	なし			
HP	https://www.instagram.com/irotoridori.school/					
E-mail	irotoridori.school@gmail.com					
設立（開校）	2025年4月	指導・支援方針				
代表者	本間 彩	【知育】算数と国語を基礎科目として個別指導。表現力、思考力の育成。動植物の観察、地域との交流など多岐に渡る。				
スタッフ	1名	【食育】農作業で無農薬の野菜を育て、調理実習で自炊を行う。				
対象	幼・ <input checked="" type="checkbox"/> ・中・高	【体育】小田原を中心に季節を巡りながら野外活動を行う。				
開校日時	9:00～15:00	例：小田原総構、フラワーガーデン、西湖スポーツセンターetc				
定員	5名					
費用等	入会金：220,000円	活動内容 ○=行っている △=今後予定している ×=行ってない				
	授業料：66,000円	学習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	年会費：なし	○	○	○	○	○
	その他：教育維持費 5,500円					
その他	元集団学習塾の教室長が開校したフリースクールなので、学力向上には力をいれています。学習面で不安があっても安心してご通学いただけます。生きる基盤を整えるために、食事と体を動かすことにも重点を置いています。自立に向かうための支援をしていきます。					

【施設名】 イエス インターナショナル スクール YES International School小田原		所在地	小田原市城山 1-8-33			
		電話	070-1585-2082			
		FAX	なし			
HP	https://www.instagram.com/odawara.international.sch/					
E-mail	y.i.s.odawara@gmail.com					
設立（開校）	2025年4月	指導・支援方針				
代表者	瀬戸ひふみ	思考言語としての国語、コミュニケーション言語としての英語、そして、プログラミング言語のトライリンガルを軸にしたインターナショナルスクール。各教科では基礎基本を学ぶコアカリキュラムと探求型の学習を両輪としている。				
スタッフ	13名（外国人・外部講師含む）					
対象	小学校1～4年					
開校日時	月～金(9時～15時)					
定員	1学年8名					
費用等	入学金：411,950円	活動内容 ○=行っている △=今後予定している ×=行ってない				
	授業料：129,900円	学習支援	体力向上	教育相談	校外活動	保護者会
	施設維持費：34,325円	○	○	○	○	○
	教材費・給食費：14,270円					
	その他：校外学習等実費負担					
その他	小田原市内の小学生が学校に籍を置いたまま通学することができます。外国人講師が多く、世界との繋がりをより身近に感じることのできるスクールです。creativity・critical thinking・consideration の3Cを掲げ、子ども達の学びに伴走しています。					